

## 令和7年度和歌山県ホームページバナー広告掲載募集要項

### 1 趣 旨

この要項は、和歌山県広報課が管理する和歌山県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載するバナー広告を募集するにあたり、必要な事項を定める。

### 2 広告の概要

- (1) 種類：バナー広告（広告主の指定する Web ページにリンクする広告画像）
- (2) 位置：県ホームページの中央下部
- (3) 枠数：15枠
- (4) 金額：1枠あたり月額30,000円（税込）

### 3 広告の規格

バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル・横150ピクセルの大きさ
- (2) GIF（アニメーション不可）又はJPEGのファイル形式
- (3) データ容量50KB以下
- (4) 文字色と背景色との差（コントラスト・明度等）を十分に取り、読みやすくすること
- (5) 閲覧者の意思に反する動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのある表現は避けること
- (6) 県の事業と錯誤を防ぐため、類似の色調及び字体は避けること

### 4 掲載可能な広告

掲載可能な広告及び広告主等は、和歌山県広告事業要綱、和歌山県広告事業掲載基準及び和歌山県ホームページバナー広告掲載要領（以下「要領」という。）の規定によるものとする。

### 5 申込方法

#### (1) 申込方法

広告の掲載を希望される方は、要領第5に規定する和歌山県ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）及び申込書に記載の添付書類を、広報課県民情報班まで提出すること。

#### (2) 広告主の決定方法

要領第6に基づき、広告主を決定する。

広告主が決定したときは、広告掲載希望者に結果を通知する。

### 6 募集及び掲載期間

広告掲載の開始を希望する月の前々月の初日から末日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く。）受け付ける。なお、掲載できる期間は、令和7年5月から令和8年4月までのうち1か月単位とする。

## 7 契約

広告の掲載が決定した広告掲載者は、請書を広報課県民情報班まで提出するものとする。

## 8 広告原稿の入稿

広告原稿は、あらかじめ県広報課と協議のうえ、広告掲載日から起算して10日前までに電子データを広報課県民情報班へ納品すること。

## 9 広告掲載料の納入

県が発行する納入通知書により、広告掲載を開始する日の前日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く。）に納入すること。

## 10 申込の取消

和歌山県ホームページバナー広告掲載申込書提出後に虚偽の記載が判明した場合等には、決定を取り消すことがある。

## 11 問合せ・申込先

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県知事室広報課

電 話 073-441-2034

FAX 073-423-9500